

発議第4号

精神障害者の交通運賃割引に関する意見書

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成28年3月18日

提出者

厚生委員長 鈴木節子

精神障害者の交通運賃割引に関する意見書

わが国の障害者に対する交通運賃割引は、昭和25年に身体障害者を対象にスタートし、平成2年に身体内部障害者を、その翌年には知的障害者を対象者に加え、各交通機関等事業者の判断の下、現在まで実施されている。

運賃割引を実施している交通機関等は現在、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほか、高速道路にも広がりを見せている。

平成7年に精神障害者保健福祉手帳制度が創設された後、平成9年に精神障害者の家族を中心とする全国関係団体がJR運賃の割引を求める大規模な署名活動を実施したが、その実現には至らなかった。その後、一部の路線バスや民間鉄道などでは精神障害者に対する割引を実施しているが、未だ、JR運賃の割引には精神障害者は対象者として認められていない。

精神障害者家族会の全国組織である全国精神保健福祉社会連合会が実施した精神障害者に対するアンケート調査結果（回答約4,800人）によると、精神障害者の1か月の平均収入は約6万円であり、回答者の約20%が無年金者であるという深刻な実態が明らかとなった。さらに、交通費の負担が大変であるために外出を控える声があり、外出は自転車で行ける範囲という声も寄せられた。

一方、近年では、障害者関係の法制度が集中的に整備されている。とりわけ、平成26年1月に日本が批准した国際法「障害者の権利に関する条約」によると、第20条に「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時期に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」と定められており、第4条には「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。」とある。

つまり、同条約の締結国として、その理念に沿うためにも交通機関事業者が運賃の障害者割引制度から精神障害者だけを対象としていない現状を改善する取組みが求められる。

よって、国においては、下記の事項について速やかに必要な事項を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 交通運賃割引制度の対象者を精神障害者にまで拡大するよう、交通機関事業者に対して強く働き掛けること
- 2 交通運賃割引制度の適用にあたっては、精神障害者を区別することなく、身体障害者及び知的障害者と同等の内容とするよう、交通機関事業者に対して強く働き掛けること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣〕